

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」
研究開発領域

中間評価用資料
(研究開発領域 活動報告書)

平成 29 年 12 月

領域総括 山田 肇

(東洋大学 名誉教授／特定非営利活動法人
情報通信政策フォーラム 理事長)

目次

1. 研究開発領域の概要	1
1-1. 構成	1
1-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）	1
1-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿	1
1-2-2. 問題解決に向けての具体的な目標と達成方法	3
1-2-3. 成果の社会への影響	8
1-3. マネジメント体制一覧	10
1-4. 採択課題一覧	11
2. 領域の運営・活動状況（プロセス）	13
2-1. 募集・選考に関わる取り組み	13
2-2. プロジェクトマネジメント	16
2-3. プロジェクト間連携の促進	20
2-4. 領域のアウトリーチ活動	20
3. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）	22
4. RISTEX への提案等	25

1. 研究開発領域の概要

1-1. 構成

研究開発領域・プログラム	備考（経緯等特記事項）
「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域	2015（平成 27）年－ 2021 年（予定）

1-2. 対象とする問題及びその解決に至る筋道（ストーリー）

1-2-1. 対象とする問題と目指す社会の姿

（近年の我が国の犯罪情勢およびその対応）

- ・近年の我が国の犯罪情勢をみると、刑法犯の認知件数は、2002（平成 14）年にピークに達して以降減少傾向に転じ、2016（平成 28）年は戦後最少の 99 万 6,120 件となった¹。しかし、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案（ドメスティック・バイオレンス（以下、DV））が増加傾向にあることに加え、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害額が高水準で推移する等の傾向がみられる²。つまり、女性・子どもについては暴力や性犯罪被害、高齢者については詐欺的事犯の被害に遭いやすい傾向にあり、女性・子ども・高齢者等の「社会的弱者」の被害は深刻化している状況にある³。さらに、「社会的弱者」を生みやすく犯罪を発生・継続させやすい場として「サイバー空間」が挙げられる。サイバー空間での関係性に由来する事件（誘い出し等）やいじめ（ネットいじめ）は、近年、被害者数が増加傾向にある⁴。これらの被害が生じる「場」に着目すると、主として「私的な空間・関係性」において生じているという特徴がみられる⁵。
- ・こうした犯罪情勢に対して、種々の対応が行われてきている。法制度としては、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000（平成 12）年施行）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（2001（平成 13）年施行）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2005（平成 17）年施行）、「ハーグ条約」への日本の加盟（2014（平成 26）年）等が挙げられる。
- ・領域発足後も、「改正消費者安全法」（2016（平成 28）年施行）により消費者安全確保地域協議会を組織することが可能になる、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（2017（平成 29）年施行）により児童虐待対策の強化等が図られる、刑法改正により性犯罪に対する規定が見直される（2017（平成 29）年改正法施行）等の動きがみられる。
- ・各省庁でも施策が進められている。例えば、厚生労働省は、児童虐待の防止に向け、発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護・支援、保護者支援の施策を行っている。さらに広い文脈においても、地域包括ケアシステムの構築という方向性を示し、また、2016（平成 28）年には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、社会福祉法を改正して、介護や障害、子育て、生活困窮といった分野の垣根を越えた総合的な支援を展開する「地域共生社会」の理念

を明記している。また、内閣府男女共同参画局では、「女性に対する暴力の根絶」の政策として、DVや性暴力等に取り組んでいる。こうした各省庁の動きと連動して、各地方公共団体においても各種の取り組みが進められている。また、これら省庁の研究事業（厚生労働科学研究費等）として調査・研究も進められている。

- ・障害者権利条約を2014（平成26）年に批准したのに相前後して障害者基本法をはじめとして関連法が制改定され、障害者を社会に包摂する方向で各種の施策が展開されている。
- ・また、警察庁では、2013（平成25）年「人身安全関連事案に対処するための体制確立について」（警察庁生活安全局長・刑事局長通達）により、「恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等」の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案について対応強化が求められ、被害者の安全確保のための体制整備が進められている。本通達が、児童虐待やDV事案の検挙の急増につながっている⁶。
- ・他方、保健・医療・福祉の増進、子どもの健全育成、人権擁護等の視点に基づき、虐待やDV等に対する介入・支援を行うNPOが数多く設立されている⁷。理論面でも、育児・介護・介助・介護等の「ケア」を、国家や家族以外を含む多様なアクターが担う福祉多元社会論が展開されている⁸。

（領域が考える問題の背景）

- ・「私的な空間・関係性」において生じる危害の認知件数が増加傾向にある背景として、①少子高齢化・小世帯化、人口の大都市一極集中化等の人口・社会構造的な変化により、家庭や地域社会が有した安全機能に対応しきれなくなっていること、②「私的な空間・関係性」への社会的な介入・支援が開かれることで、これまで埋没していた事象が「事件」等として社会に顕在化してきていることが考えられる。
- ・「法は家庭に入らず」という法格言があるが、従来、家庭等の「親密圏」⁹については自助や自治に任せるものであり、「公」による介入は不適切ととらえられる一面もあった。だが、先に挙げたように「私的な空間・関係性」での危害に対して、立法府、行政府、地方公共団体、地域、ビジネス、NPO等、多様なセクターによる社会的な介入・支援が徐々に広がっている。また、近年、児童虐待において近隣・知人からの通告が約17,000件にまで増加したことは¹⁰、これらの危害への社会的な介入・支援に対する国民の意識の高まりをうかがわせる一例である。

（領域が重視する視点）

- ・このように、「私的な空間・関係性」における危害に対する社会の認識や対応は過渡期にあるといえるが、必ずしもその対応が順調に進んでいるとはいえない面も見受けられる。以下に、その具体例と改善に向けたアプローチの可能性について述べる。
- ・まず、種々の取り組みは、虐待、DV、詐欺被害等々の事象ごとの縦割りを基本として動いており、横断的な視点での議論や施策が活発的に行われているとはいえない。だが、表面化した事件・事故のみを解決するだけではなく、より根本的には孤立する人や緊密な関係性のみに関じこもりがちな人の社会への包摂を進めることが重要になる点は、各事象に共通していると考えられる。事象を横断する背景要因、対処を阻む共通の制度上の問題、共通の技術の活用可能性を検討することで、問題解決の新たな方法が創出できないだろうか。

- ・社会への包摂には、当事者の心身の状態や援助希求、当事者を取り囲む環境、例えば家族の状況、経済的な事情、その他、場合によっては日本語が通じるかどうかということも含めて対処していく手法、すなわち包括的な手法（Holistic Approach）が必要である。包括的な手法であるがゆえに、分野やセクターをこえた多岐にわたる関係者間の協力関係の構築が不可欠である。しかし、多機関・多職種連携の重要性が各所で指摘されながら、社会に広く普及・定着する仕組みには至っていない。これまでの成功事例に学びながらグッドプラクティスのプロトタイプを開発し、加えて、法制度上の隘路等に関する研究により、制度運用の方策や見直し等の提言を行うことは、現状を変える一助となると考えられる。
- ・次に、支援の資源（人・技術・制度等）をどのように活用していくかという点は、対応件数が増加する現状にあって大きな課題である。限りある人的資源で効率的かつ的確に対応するにはどうすればよいか、これまで経験知に支えられていた支援の技をどのように継承・移転していくかといった課題に応え得る研究開発は、既存の社会資源の増強や新たな支援システムの提案につながる可能性がある。
- ・さらに、「私的な空間・関係性」における問題は、まさにプライバシーの問題として外部から発見・介入しづらく、積極的な関与に困難性を抱えている¹¹という根幹的なボトルネックが、「公」による介入・支援が広がりつつあっても依然として解消していない。問題を恥と思い他人に言いにくい、支援を受けることに対するスティグマへの恐れ、そもそも問題に本人が気づいていない等、人間は状況に応じて必ずしも適切に他者に助けを求められるとは限らない。当事者の援助希求行動の多様性について支援者をはじめ社会全体が理解を深めるための取り組み、プライバシーや個人情報に関わる機微な情報を利用して支援につなげていくための技術やそれを可能とする制度の整備等に関わる研究開発が重要になってくる。
- ・以上は現状の課題とその改善に向けたアプローチの一例に過ぎないが、本領域が特に注目する点である。こうした問題意識のもと、本領域が創出を目指すのは、社会の変化に対応し、当事者への配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術である。社会の変化を踏まえて「私的な空間・関係性」の危害を予防・低減する研究開発にそれぞれのプロジェクトが取り組むとともに、領域として事象横断的に適用できる新しい対応策を提言する。領域では、「公」と「私」を両端に置き、その中間に位置する「間（ま）」が果たす役割や機能等に問題解決の糸口があると考え、これを「新しい公／私空間」としている¹²。「私的な空間・関係性」に閉じこもり問題を抱える人々を社会に包摂する「間」の仕組み、すなわち「新しい公／私空間」ができることで実現する社会は、多くの人々が安全に暮らすことができる社会である。

1－2－2．問題解決に向けての具体的な目標と達成方法

（領域の目標とテーマ）

- ・「平成27年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における新規研究開発の方針」（2015（平成27）年5月21日文科科学省通知）（参考資料1）において、本領域の目標は次の通り定められた。

- (A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害、事故の予防（予見、介入、アフターケア）に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。
- (B) これらの成果をもとに、親密圏における危害や事故の低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。
- (C) 提示する取組や施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。
- ・文部科学省通知（2015（平成27）年5月21日）では、領域目標の下に、①社会システム・制度の創生・伝承、②配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出、③情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築の3つの研究開発テーマが提示された。それぞれのテーマに対する研究開発の取り組みイメージについては表1に示す。このテーマのバランスに留意して選考を進めた結果、図1の通り13のプロジェクトが採択されており、プロジェクト採択は「2. 領域の運営・活動状況（プロセス）」、プロジェクトの推進状況は「3. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）」で詳しく説明する。

表 1 研究開発テーマの取り組みイメージ

テーマ	具体例とそれに取り組むPJの代表例 ※2017(H29)採択PJを除く
① 社会システム・制度の創生・伝承	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、情報共有等に関する法制度(小賀野PJ) ・技術の活用可能性(藤原PJ)
② 配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における多くの支援機関・家族・住民等の連携システム(石塚PJ、島菌PJ) ・公的機関間の連携強化(田村PJ、仲PJ) ・養育や教育に関わる支援の増強(黒田PJ)
③ 情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・予防と早期対応のためのBD・過去事例の解析(森田PJ) ・情報共有と制限の技術(藤原PJ) ・スマホアプリ等を活用した支援の増強(森田PJ、藤原PJ)

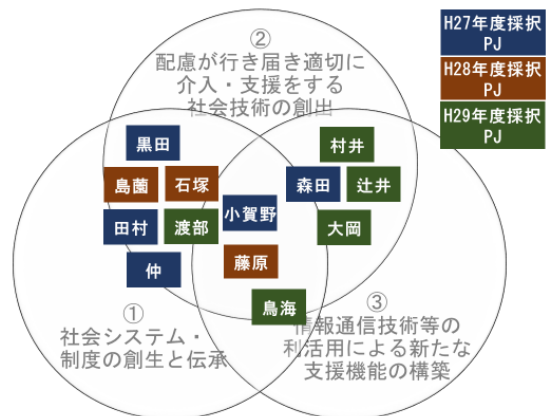


図1 プロジェクト・ポートフォリオ
(研究開発テーマ×採択年度)

(アウトカムまでを見通したプロセス)

- ・本領域の開始時に、領域の活動が社会にどのように影響を及ぼすか、図2の通りプロセスのたたき台として整理したことがある。図2中の左側のアクティビティについては、領域目標との関係を表2に示す。プロジェクトの成果なくして領域の成果はないため、領域とプロジェクトとが両輪とならなければ領域単位での成果の創出ができないことはいうまでもない。領域マネジメントは、募集選考を実施し、採択後はプロジェクトが成果を出すようマネジメントを行う。その過程で、全プロジェクトの研究開発を俯瞰して見ることで、領域として対応した方がよい問題がより明確なものとなり、取り組むべき課題が焦点化・構造化してきた。そこで、領域マネジメントはプロジェクトを横断して存在する領域全体の横断的課題を4つのリサーチクエスト（以下、RQ）として設定した。このプロセスは、図2中の「取り組み・成果の構造化」、

「提言書や現実の政策（立法府等）への働きかけ」の2つのアウトプットに関する。

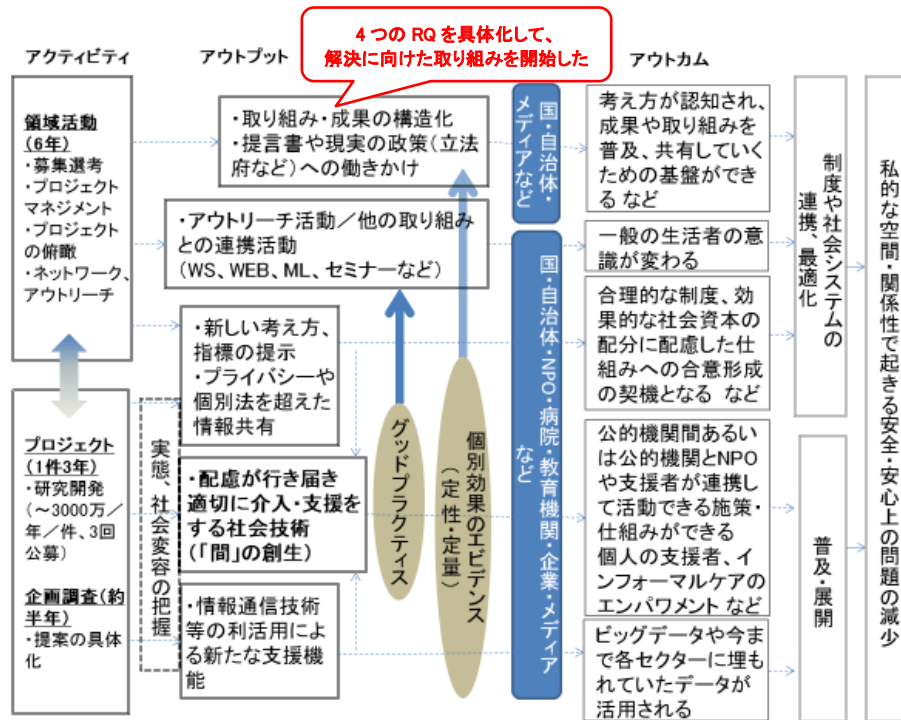


図2 プロセスのたたき台(2015(平成27)年7月の資料に赤字部分を加筆)

表2 領域目標と領域・プロジェクトのアクティビティとの関係についての概略

領域の目標(抜粋)	領域マネジメント(総括・アドバイザー・RISTEX)のアクティビティ	プロジェクトのアクティビティ
(A) 新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する	・ポートフォリオ管理(採択) ・各プロジェクトが手法を開発するようマネジメント ・プロジェクトを俯瞰して共通の課題や解決策を抽出	・現場と協働しながら現実のニーズに基づく新たな手法のプロトタイプを提示
(B) 制度・政策とその実現可能性を提示する	・プロジェクト横断的な制度的問題の抽出と社会に向けた提言 ex) 個人情報研究会	・現実の問題を解決するための制度研究と日本社会に適合的な制度を提示
(C) 手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する	・プロジェクト間連携、全体会議による領域内のネットワーク構築 ・アウトリーチ等による領域外とのコネクション構築	・ステークホルダー協働による研究開発 ・現場の多機関・多職種連携に関するプロトタイプを提示

(RQ について)

・4つのRQの概要は次の通りである。

■RQ1 個人情報の活用

対象者の支援や社会的包摂のために個人情報を活用する社会はどのようにすれば実現できるか

■RQ2 地域内公/私連携

安全な社会の構築という大局的目的を達成するために、異なる所掌範囲や機能を持つ公と私の組織が協力する仕組みはどのようにすれば実現できるか

■RQ3 人権教育※と対人援助職の能力強化

人権教育の教材・教科書を開発し普及する、また、対人援助職の問題の発見力や対応力を高めるためには何をすべきか

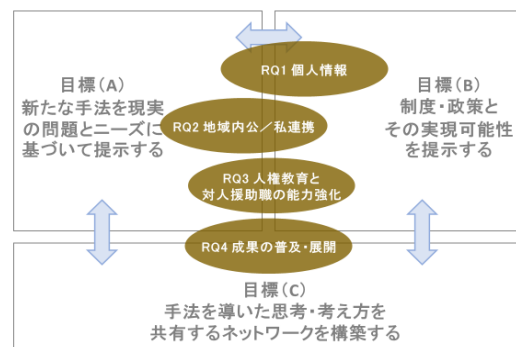
※RQ3に関連して、閣議は「人権教育・啓発に関する基本計画」を定めている¹³。基本計画では、同和問題、アイヌの人々、ハンセン病患者等に関わる問題に加えて、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等への取り組みの重要性を強調している。また、その取り組みとして、学校教育、社会教育、啓発に加え、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等を推進するとしている。RQ3が対象とする人権教育は、この基本計画の意味である。

■RQ4 成果の普及・展開

地域性を踏まえたうえで、本領域の成果を全国に普及・展開するには何をすべきか

- ・領域においてこれらのRQがなぜ重要か、ここでは介入・支援の流れを例に説明する。「私的な空間・関係性」で発生した問題が外部に発見され、対人援助職、すなわち支援のプロが対応して問題解決を図るといった流れが、どの事象でも対応の基本といえる。これを円滑に行うには、まずは対象者の個人情報を用いる必要がある。しかし、個人情報保護法の趣旨に対する誤解やプライバシー意識の高まりを受けて、必要とされる個人情報が提供されない、つまり、個人情報を保護する側面が強調され有益な活用が行われない「過剰反応」と言われる問題が生じている¹⁴。また、第三者提供における本人同意の問題等もある。RQ1にあるように個人情報がより活用されるように社会が変われば、より多くの人々が救われる可能性や早期対応の可能性が増す。次に、問題が発見された後の対人援助職の対応は、一つの部署や機関で完結できないケースも多いが、縦割りの壁は高い。RQ2にあるように異なる所掌範囲を超えて組織や人が協力する仕組みができれば、公と私の多くの機関や人が関わり、対応が効果的で効率的になる可能性がある。また、公務員の人事制度等もあり、対人援助職のスキルにはばらつきがある。RQ3にあるようにこれまで経験知に支えられていた支援の技を継承し、対人援助職の発見力・対応力を高めることによって、早期対応やより適切なケアが行える可能性が増す。さらに、事象の発生を未然に防ぐことができれば、社会の安全性は高まる。予防の場面でも個人情報の活用や公／私連携は重要だが、より根源的にはRQ3にある人権教育、すなわち虐待やDVといった心身に対する暴力等が人々の人権を侵害する行為であるということへの社会全体の理解が深まることが重要である。RQ1からRQ3はこのような考えに基づいて設定された。加えて、領域の成果を普及・展開する際に直面する多くの制度上の課題の解決を目指してRQ4が設定された。

- ・これらRQは当初の方針において定められた領域目標を、より具体的な領域活動レベルに落とし込んだものである。目標とRQの関係は、図3に示す。RQ1について個人情報をより活用する社会の実現には制度・政策が強く関係する。一方、RQ2は新たな手法により地域内公／私連携を実現して安全な社会を構築することを目指している。教育と成果の普及・展開に関わるRQ3とRQ4は、



ともに制度・政策と新たな手法の両面に関係している。このうち、本領域の成果を普及・展開していくには思考・考え方を共有するネットワークが不可欠である。

(RQの短期的目標等)

- それぞれの RQ に対して、短期的な目標、目標達成のための方法、および主な担い手は、次の通りである。なお、目標達成のための方法は、「3.目標達成に向けた進捗状況等(アウトカム)」もあわせてご覧いただきたい。

■RQ1 個人情報の活用

短期的目標：判断能力が不足する人の同意の問題等に対応する法案骨子の作成

目標達成のための方法：プロジェクトによる被虐待児、認知症高齢者等の支援に個人情報を活用するボトムアップの研究開発に加えて、複数のプロジェクトから個人情報にかかわる研究者を集め、領域マネジメントと混成で「個人情報保護法制の見直しを目指す研究会」（以下、個人情報研究会、活動状況は参考資料2「2-6.個人情報保護法制の見直しを目指す研究会等」を参照）を組織した。本年6月の発足以来、4回の会合を重ね、判断能力が不足する人の同意取得等について、法整備にかかわる方向性を要約した中間総括を作成するに至った。今後、法案骨子を作成し、個人情報保護委員会（内閣府の外局である内閣総理大臣所轄の行政委員会）等とも連携して法制化に向けた取り組みを強化していく。

主な担い手：個人情報保護委員会

■RQ2 地域内公／私連携

短期的目標：地域における公的機関内、公的機関間、公的機関と民間組織、民間組織内での連携強化のための先行事例の実現

目標達成のための方法：地域内公／私連携は対象者を発見することから始まるが、それにはポピュレーションアプローチが適していると考え、予防に力を入れるプロジェクトの採択を増やす等した。プロジェクトの取り組みとして、対象者同士あるいは対象者と関係者が心を開いて問題解決に取り組む「えんたく」方式¹⁵に可能性があり、先行事例の蓄積に取り組んでいる。また、児童虐待対応における公的機関間の連携強化や、加害親に対する再教育と親子関係修復のために公的機関の介入から民間組織の支援につなげる試行等が行われている。

主な担い手：地域内における公的機関と民間組織

■RQ3 人権教育と対人援助職の能力強化

短期的目標：初等中等教育用教材の作成、対人援助職向けの専門教材の作成

目標達成のための方法：プロジェクトによって、個別事象にかかわる初等中等教育、社会教育、対人援助職向けの教材等の研究開発が行われている。このような人権教育は教員による一方的な授業よりも、児童生徒等の自発的な取り組みや協働しての学習が求められる。2020年からデジタル教科書が初等中等教育に取り入れられる見通しがあり、その中でオープンソースによる教材作成や協働学習が強調されているため、領域マネジメントはデジタル教科書導入施策と連動する方向で活動を進めていく。対人援助職向けの専門教材については、今後、全国児童相談所長会等の関係組織と連携して成果の普及を図っていく。

主な担い手：初等中等教育・対人援助職教育機関

■RQ4 成果の普及・展開

短期的目標：各プロジェクトにおける地域実践での有効性と効率性評価

目標達成のための方法：プロジェクトにおける地域内公／私連携や教育等の実践が地域性を踏まえたうえで全国に普及していくためには、研究開発の成果が今までの取り組みよりも効果が高く、効率がよいことを根拠とともに提示する必要がある。プロトタイプの実証実験の成果を、根拠を持って示すよう、領域としてマネジメントしている。また、根拠となる評価指標の設定と取得方法についてはプロジェクト間でノウハウが共有できるように努める。さらには、領域の成果が定量的な根拠を持って提示されたとしても、全国の地方公共団体が直ちに採用するとは限らない。実証フィールドの現場における関係条例と他の地方公共団体の条例に齟齬がある、それまでの地域内での取り組み（慣行）と大きくかい離している、予算が確保できない、等の問題を抱えている可能性があるからである。そこで、領域として地方公共団体のインセンティブをどのように設計するか議論を深めようとしている。

主な担い手：全国の地方公共団体

1－2－3．成果の社会への影響

(RQの中・長期目標等)

現在想定している成果の社会的影響に関してまずはRQに即して説明する。

■RQ1 個人情報 の活用

判断能力が不足する人の同意の問題について法制化の道筋を開いていく。法改正については、個人情報保護委員会をはじめとする行政機関や国会など政策に関わるステークホルダーへの働きかけを進める。このほか、サイバー空間での関係性に由来する問題の解決には、憲法の規定する通信の秘密を越えて、サービス提供者の利用規約の整備で解決できる可能性があり、これに代表されるソフトロー的な取り組みは、プロジェクトに参画しているサービス提供者と連携して進める。これらの取り組みによって、個人情報の保護よりも、個人情報を活用し個人の保護を優先する社会の実現を目指す。

- ・なお、RQ1の取り組みが他RQに先行して具体的に進んでいるが、今後、RQ2とRQ3についても研究会を組織する等により加速し、社会に影響を与える成果が生まれるようにマネジメントする。

■RQ2 地域内公／私連携

「えんたく」の仕組みについて知識の表出と定型化に仕組み、他の現場に知の横展開を図り、全国における組織化を実現していく。公／私連携では、地域の拠点として民間組織との連携、民間組織に渡す個人情報の管理等について、公的機関の警戒心を解く取り組みが重要であり、これについても知識の表出と定型化に取り組む。公的機関間の連携については、必要に応じて法律や通達・通知等の制改定を求めるとともに現場での慣行を改善していくなど、主務官庁との連携を深め実践していく。これらの取り組みによって、公と私が連携して、配慮が行き届いた適切な介入・支援が行う「間」の仕組みを構築することを目指す。

■RQ3 人権教育と対人援助職の能力強化

初等中等教育における教材としての普及の先、将来には学習指導要領改訂時にカリキュラムと教科書の中に盛り込まれる必要がある。この長期的な展望を持って、教材の普及とその効果の定量的な把握に努め、自他の身体と心を傷つけることの意味を涵養し社会全体が安全な暮らしへ向かうことを目指す。また、対人援助職の知識の深化・スキルアップを図る手法を広げること、問題の発見力や対応力を充実させていく。この取り組みによって対人援助職を大幅に増員するよりも限られた人的資源を有効活用して安全な暮らしの実現を目指す。

■RQ4 成果の普及・展開

安全な暮らしをつくるためには、法律・規制・慣行・思い込みまでを含む広い意味での「制度」の改革が必要である。そのためにも、制度・政策に反映しうるエビデンスや具体的事例に基づくボトムアップの成果を積み重ねる必要がある。さらに、領域の活動が社会的に認知されることがその後の成果の普及にとって重要である。このため、主務官庁と国会など政策に関わるステークホルダー、地方公共団体、関連する職能団体や支援機関、メディア、さらには当事者等に適切に情報を提供し、理解を醸成していく必要がある。

(領域の中・長期目標等)

- ・地域内公／私連携の推進には、地域の公と私にわたる組織や人の間で対象者の個人情報共有して活用する必要があり、対人援助職の対応力・発見力の向上は公／私連携を強化するといったように、RQ はそれぞれに独立したものではない。相互に関連する RQ の課題が解決していくことは、プロジェクトによる研究開発成果とともに、「私的な空間・関係性」に閉じこもる人の社会への包摂を進める社会技術、すなわち「間」の仕組みの創出に寄与する。
- ・領域成果の普及・展開には多様な形態が考えられる。例えば、過去の大量のデータから事象発生リスクを評価する技術は、ポピュレーションアプローチのもとでできる限り多くの人々のリスク判定に用いられ、それに基づいてハイリスクの人々に対する予防的な対応が強化されることが社会実装になる。一方、事象発生時の危機介入および発生後のアフターケアについては、トラウマを抱えた人々が自ら口を開き、関係者とともに問題に対応していくことで、心身が癒され、安全に暮らせる人が増えることが社会実装になる。予防的なアプローチについては地方公共団体で広く採用されるために首長をはじめとする行政関係者の理解の醸成が不可欠であり、事象発生時の危機介入および発生後のアフターケアのアプローチでは回復を支援する機関の存在を人々に知らせるとともに、そのような機関で対応する対人援助職の能力の向上と対象者へのスティグマの低減を図る必要がある。この成果の普及・展開に関わる課題について、領域内外の有識者を集め有効な方法論を研究する活動を開始する予定である。成果は局地的に利用されるのではなく、地域性を踏まえたうえで全国に普及していくことによって社会全体の安全な暮らしが実現していく。

1-3. マネジメント体制一覧

領域総括

氏名	所属	役職	任期
山田 肇	東洋大学／特定非営利活動法人 情報通信政策フォーラム	名誉教授／理事長	2015（H27）年 6月～現在に至る

領域アドバイザー

氏名	所属	役職	任期
石井 光太	作家	—	2015（H27）年 6月～現在に至る
岡 檀	慶應義塾大学 SFC 研究所	上席所員	2015（H27）年 6月～現在に至る
岸 徹	元 科学警察研究所	副所長	2015（H27）年 6月～現在に至る
坂倉 杏介	東京都市大学都市生活学部	准教授	2015（H27）年 6月～現在に至る
竹島 正	川崎市健康福祉局障害保健福祉部／精神保健福祉センター	担当部長／所長事務取扱	2015（H27）年 6月～現在に至る
藤岡 一郎	京都産業大学	名誉教授	2015（H27）年 6月～現在に至る
松本 泰	セコム株式会社 IS 研究所 コミュニケーションプラットフォームディビジョン	マネージャー	2015（H27）年 6月～現在に至る
遊間 和子	株式会社国際社会経済研究所 情報社会研究部	主幹研究員	2015（H27）年 6月～現在に至る
吉田 恒雄	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク／駿河台大学	理事長／学長	2015（H27）年 6月～現在に至る

1-4. 採択課題一覧

研究開発プロジェクト

採択年度	研究代表者	所属・役職	課題名	研究開発期間	研究開発費 (直接経費) [千円]
2015 (平成27) 年度	黒田 公美	国立研究開発法人理化学研究所 脳科学総合研究センター・チームリーダー	養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築	2015.11 ～ 2018.11	78,981
	成木 迅 ※H27.11～H28.4	京都府立医科大学 大学院医学研究科・教授	高齢者の安全で自律的な経済活動を見守る社会的ネットワークの構築	2015.11 ～ 2018.11	65,264
	小賀野 晶一 ※H28.4～	中央大学 法学部・教授			
	田村 正博	京都産業大学 社会安全・警察学研究所・所長	親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進	2015.11 ～ 2018.11	45,757
	仲 真紀子	北海道大学 大学院文学研究科・教授 (～H29.3) / 立命館大学 総合心理学部・教授 (H29.4～)	多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装	2015.11 ～ 2018.11	80,014
	森田 展彰	筑波大学 医学医療系・准教授	全国調査データベースを用いた児童虐待の予防・早期介入システムの開発	2015.11 ～ 2018.11	57,508
2016 (平成28) 年度	石塚 伸一	龍谷大学 法学部・教授	多様化する嗜癖・嗜虐行動からの回復を支援するネットワークの構築	2016.10 ～ 2019.9	63,744
	島菌 進	上智大学 グリーフケア研究所・所長	都市における援助希求の多様性に対応する公私連携ケアモデルの研究開発	2016.10 ～ 2019.9	69,328
	藤原 武男	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 国際健康推進医学分野・教授	妊娠期から虐待・DVを予防する支援システムの確立	2016.10 ～ 2019.9	90,960
2017 (平成29) 年度	大岡 由佳	武庫川女子大学 短期大学部 心理・人間関係学科・准教授	トラウマへの気づきを高める“人-地域-社会”によるケアシステムの構築	2017.10 ～ 2020.9	57,105
	辻井 正次	中京大学 現代社会学部・教授	アプリを活用した発達障害青年成人の生活支援モデルの確立	2017.10 ～ 2020.9	44,250
	島海 不二夫	東京大学 大学院工学系研究科・准教授	未成年者のネットリスクを軽減する社会システムの構築	2017.10 ～ 2020.9	63,100
	村井 祐一	田園調布学園大学 人間福祉学部 社会福祉学科・教授	高齢者見守りコーディネータ育成による地域見守り活動の有効化	2017.10 ～ 2020.9	60,069
	渡部 諭	秋田県立大学 総合科学教育研究センター・教授	高齢者の詐欺被害を防ぐしなやかな地域連携モデルの研究開発	2017.10 ～ 2020.9	87,630

※各研究開発プロジェクトの概要については、参考資料3領域フライヤーの中面を参照。

より詳しい情報は、領域ウェブサイト <https://ristex.jst.go.jp/pp/> を参照。

プロジェクト企画調査

採択年度	研究代表者	所属・役職	課題名	研究開発期間	研究開発費(直接経費) [千円]
2015 (平成27) 年度	島菌 進	上智大学 グリーフケア研究所・所長	都市型コミュニティ(川崎市)における援助希求の多様性に対応した介入・支援に関する調査	2015.11 ～ 2016.3	3,084
	曾根原 登	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所 情報社会相関研究系・教授	ソーシャル・ビッグデータによる「いじめ問題」の検知に関する調査	2015.11 ～ 2016.3	3,112
	藤原 武男	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 社会医学研究部・部長	人と人の間の距離感を把握する社会システムに関する調査	2015.11 ～ 2016.3	3,000
	吉永 真理	一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ・非常勤研究員/昭和薬科大学・教授	子どものSOSの発見と支援のためのプラットフォーム構築調査	2015.11 ～ 2016.3	3,039
2016 (平成28) 年度	金井 秀明	北陸先端科学技術大学院大学 先端科学技術研究科 ヒューマンライフデザイン領域・准教授	情報管理・共有システムを活用した地域包括ケア支援に向けた調査	2016.10 ～ 2017.3	3,000
	辻井 正次	中京大学 現代社会学部・教授	発達障害青年成人を支援するアプリケーション開発の検討	2016.10 ～ 2017.3	3,000
	村井 祐一	田園調布学園大学 人間福祉学部・教授	地域住民が高齢者を見守る「新しい親密圏」に向けた情報基盤の検討	2016.10 ～ 2017.3	2,989
	吉富 康成	京都府立大学 大学院生命環境科学研究科・教授	自殺リスク低減にむけたネットパトロール技術活用の可能性調査	2016.10 ～ 2017.3	2,983

研究開発費の合計(予定)	887,917千円
--------------	-----------

2. 領域の運営・活動状況（プロセス）

- ・本領域は、RISTEX 俯瞰・戦略ユニットが 2014（平成 26）年 4 月より企画を開始し、候補領域の抽出、掘り下げ、具体化の段階を踏み、2015（平成 27）年 7 月 13 日に発足した（2015（平成 27）年 5 月 21 日文部科学省通知「平成 27 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における新規研究開発の方針」、同年 5 月 22 日 RISTEX 主監会議における事前評価、同年 6 月 8 日 JST 理事会議）。
- ・領域アドバイザーは、産・学・官・民の立場、領域が取り組む幅広い問題の専門性やファンディングマネジメントへの理解等のバランスを考慮して配せられた。本領域が扱う事象は子どもから高齢者まで多岐にわたるため、それぞれの事象に詳しい専門家に領域アドバイザーを委嘱することにした。なお、アドバイザーの多くは、領域発足前の企画段階のワークショップ等の参加者である。
- ・領域の運営に関わる事項について議論する場としては、他領域同様に領域会議がある。これまでの活動については、参考資料 2 「2-1.領域会議」に示した。

2-1. 募集・選考に関わる取り組み

（プロジェクトの募集・選考）

- ・本領域では、プロジェクトの公募を 2015（平成 27）年度、2016（平成 28）年度、2017（平成 29）年度の計 3 回実施し、13 の研究開発プロジェクト（以下、プロジェクト）と 8 のプロジェクト企画調査（以下、企画調査）を採択した（「1-4. 採択課題一覧」を参照）。応募と採択等のデータは参考資料 2 「1.募集・選考の状況」に示した。以下には、初年度以降の問題認識とそれを踏まえた取り組みにフォーカスして募集・選考の概要を示す。

（2015（平成 27）年度の募集・選考）

- ・領域発足直後に公募が開始され、選考もタイトなスケジュールの中で実施した。東京と京都で説明会を実施し研究開発領域の目的等を詳しく説明した。選考については RISTEX の他領域のスタンダードな方法を参考にしながら行った。
- ・応募数はプロジェクト 38 件、企画調査 9 件の計 47 件となった。採択はプロジェクト 5 件、企画調査 4 件である。提案をカテゴリーにわけて選考を進めたが、初年度ということもあり領域としてのポートフォリオにとらわれずに、領域趣旨に合致した提案を採択した。結果的に児童虐待を扱うプロジェクトが多くなり（黒田 PJ、田村 PJ、仲 PJ、森田 PJ。以下、プロジェクト名を記述する際には○○PJ と表す）、次年度よりポートフォリオ管理を徹底する契機となった。このほか、高齢者の経済活動からの見守りを扱う小賀野 PJ を採択した。

（2016（平成 28）年度の募集・選考）

- ・募集・選考のプロセス等の見直しを行い、より領域に相応しいプロジェクトが採択されるように努めた。具体的には、①募集枠としての企画調査の廃止、②評価シートの改良、③マッピングによるポートフォリオ管理、④査読者による全提案の俯瞰等を行った。②～④は、2017（平

成 29) 年度の募集・選考にも引き継がれた。

- ①募集枠としての企画調査の廃止は、2015（平成 27）年度の企画調査の提案内容等に鑑みて、企画調査終了後の中長期的ビジョンが見通せなかったためである。ただし、企画調査の枠は残し、プロジェクト提案を企画調査として採択するのみとした。企画調査の総括は後述する。
- ②評価シートの改良は、募集要項に記載の評価項目を組み込み、「A.提案のテーマ・ビジョン」、「B.提案の構想」に分けて評価を行い、総合評点をつけることにして、各提案の領域の目標への貢献の可能性と計画の妥当性を可視化し、選考の議論を行いやすいようにした。
- ③マッピングによるポートフォリオ管理は、選考開始前の領域会議にて領域設計に立ち戻り、領域として取り組むべき課題等を改めて確認するとともに、ポートフォリオが管理しやすいマップを新たに作成した。図 4・5 が領域設計時のマップ、図 6 が新たに作成したマップ（主な対象者／予防フェーズ別マップ）である。書類選考、面接選考では、前掲図 1（研究開発テーマのベン図）と図 6 に全提案をマッピングし、都度ポートフォリオに留意しながら選考を進めた。

解決すべき社会問題

By \ To	幼児	青少年	成人	高齢者
幼児	家庭内事故 不慮の事故			
青少年		いじめ		
成人	育児孤立 ひきこもり	育児虐待 ストーカー	DV たてこもり	介護孤立 介護虐待
高齢者				老々介護 家庭内事故
外部介入	見守り	支援センター	法制度	介護支援

サイバー空間でさらに問題化 (赤丸)

養老・溺死 (青丸)

研究開発による低減(予見・予防)

		全般	a 予見	b 介入	c 支援	d アフターケア 解決	e 啓発
1	DV	推進体制の充実	相談機能の充実	被害者の安全確保の徹底	自立支援と生活再建の支援	被害者の安全確保の徹底	教育・啓発の推進
2	虐待(養育)	関係機関の関与	虐待予防	孤立化防止	保護・支援	児童相談所体制整備	情報共有の徹底
3	虐待(介護)	複合的な事例への対応	虐待かどうかの判断の確し	介入することの確し	元気高齢者の社会参加促進の確し	虐待者支援の確し	虐待者支援の確し
4	いじめ	いじめ対策	スクールカウンセラーの配置充実	スクールソーシャルワーカーの配置充実	道徳教育等の推進	道徳教育等の推進	道徳教育等の推進
5	サイバー空間いじめ	いじめ対策	いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法	いじめ防止対策推進法
6	家庭内事故	不慮の事故(直(引))	住宅のデザインの改善	住宅のデザインの改善	住宅のデザインの改善	住宅のデザインの改善	住宅のデザインの改善

対策強化必要領域 (赤点線)

主な対象者／予防フェーズ別マップ

予防のフェーズ	予防	発見・介入	アフターケア
対象者	ポピュレーション・アプローチ	ハイリスク・アプローチ	
幼児			
青少年			
青年			
成人			
高齢者			
全般 (独立型施設・施設型)			
その他、分類不可			

領域共通の課題(倫理問題、個人情報保護への対応など)

↑ 図4・図5 領域設計時のマップ (2015(平成 27)年 5 月段階の資料を抜粋)

← 図6 2016(平成 28)年度以降使用しているマップ (選考の段階ごとに必要な情報をのせて使用)

- ④査読者による全提案の俯瞰は、公募締め切りから査読開始の間に領域会議を行い、全提案の要旨の読み合わせ等を行うもので、「コミュニティがつなぐ安全・安心な都市・地域の創造」領域の取り組みを参照した。領域会議の俯瞰に加え、査読期間中に、3名の査読者以外の全アドバイザーに提案全件を一覧し可能性の高い提案を見出すようなチェックシートを導入して、良い提案が採択漏れすることのないように努めた。
- 応募数は、31件（前年度比 0.81 倍）となった。採択はプロジェクト 3 件、企画調査 4 件であ

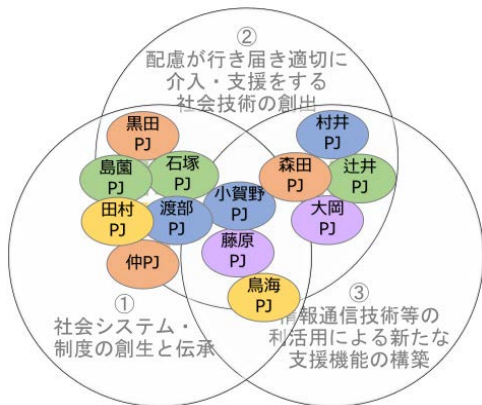
る。2015（平成 27）年度企画調査から 2 件（島菌 PJ、藤原 PJ）をプロジェクトとして採択し、加えて、虐待等の事象にも深く関わる嗜癖・嗜虐（アディクション）を扱う石塚 PJ をプロジェクトとして採択し、領域の視野を広げた。

(2017（平成 29）年度の募集・選考)

- ・公募最終年度であり、プロジェクト・ポートフォリオを最も重視して公募活動を行った。2016（平成 28 年）度の選考を終えた直後から、2017（平成 29）年度の募集に向けたポートフォリオ戦略を領域会議等で検討し、①DV、②高齢者問題、③サイバー空間での問題を強化する必要があることを確認し、対応策を実施した。
- ・①DV については、過去 2 年度の公募にて提案数が非常に少ないことから、領域が扱う事象であることを周知する必要があると考え、トークイベント&ワークショップを 2017（平成 29）年 2 月に開催し、約 70 名の参加者を得た。②高齢者問題については、過去 2 年度の公募にて提案数は多いが、領域の趣旨に合致した提案を多く得られていなかったため、領域が求めるプロジェクト像を伝えるワークショップを同年 3 月に開催し、約 50 名の参加者を得た。③サイバー空間での問題については、①②に比べると研究者や実践が多くはないため、公開イベントではなく当該問題を扱う研究者数名に対して取り組みのヒアリング等を行い、あわせて領域の紹介を行った。これ以外にも、募集要項や募集説明会にて、領域が求めるプロジェクトを伝えていった。
- ・応募数は 46 件（前年度比 1.49 倍）となった。このうち公募に向けたワークショップの参加者からの応募が 11 件（内訳：DV 3／高齢者 9 件 ※重複参加あり）あり、また、DV とその周辺の問題を扱う提案が 7 件（過去 2 年度は 1 件）に増加したことから、公募に向けたイベント開催と前後の広報に一定の効果を見てよいだろう。
- ・採択は 6 件となったが、うち 2 件を 1 つのプロジェクトとして統合したため推進するプロジェクト数としては 5 件となった。統合プロジェクト（大岡 PJ）は、2 つの提案を統合することにより相乗効果を期待できたこと、研究開発領域のポートフォリオを充足するという観点から採択をしたものである。総括面談を行い、それぞれの提案の改善すべき事項を明確に伝えただうえで、他の提案との統合案を示しながら当方の要望を伝えた後、提案者側からの回答も加えて、統合プロジェクトとしての採択を決定した。
- ・計画の妥当性等を確実に評価し、①DV（親密な関係性における被害等：大岡 PJ）、②高齢者問題（孤独死：村井 PJ※2016（平成 28）年度企画調査、詐欺被害：渡部 PJ）、③サイバー空間での問題（青少年のネットリスク：鳥海 PJ）と、ポートフォリオをカバーする採択結果となった。さらに、2016（平成 28）年度企画調査であった発達障害成人の支援を研究開発する辻井 PJ を採択した。

(募集・選考全体の結果)

- ・以上のように、3 回の公募を通じて、11 ページ「1-4. 採択課題一覧」に示した 13 プロジェクトを採択した。図 7（図 1 研究開発テーマのベン図に 13 プロジェクトの事象がわかるよう色分けして配置したもの）、図 8（図 6 主な対象者／予防フェーズマップに 13 プロジェクトの事象がわかるよう配置したもの）としてポートフォリオを示す。



対象者	予防		発見・介入		アフターケア	
	ポピュレーション・アプローチ		ハイリスク・アプローチ			
幼児			森田PJ			黒田PJ
少年	鳥海PJ		田村PJ	石塚PJ		
青年			島園PJ	辻井PJ		仲PJ
成人		藤原PJ		大岡PJ		
高齢者		渡部PJ	小賀野PJ	村井PJ		

図7 テーマ×事象で示すプロジェクト・ポートフォリオ 図8 主な対象者／予防フェーズ×事象で示すプロジェクト・ポートフォリオ

- いずれの年でも苦慮したのが、ICT の利活用を前面に打ち出した提案の評価であった。領域が重視したのは、利用者視点でのアクセシビリティやユーザビリティを十分に意識した実社会で使用される ICT の技術と持続的な運用の方策、つまり社会実装の観点である。領域設計時に設定していた IoT、センサー技術、AI 等を活用した提案が各年度一定程度あったが、この社会実装の観点が十分に説明され、また領域で研究開発する意義・目的が示された提案は非常に少なく、採択に至らなかった。また、工学系の研究開発として実施するには資金規模が少額で、成果を得られる見通しが立たないという問題もあった。
- しかし、最終年度にネットいじめ等のサイバー空間上のリスクを工学・教育学等からバランスよく扱う鳥海 PJ を採択した。また、ICT を前面に打ち出すわけではないが、多くのプロジェクトで対象者と支援者とのコミュニケーションにスマートフォンアプリを用いる研究開発が行われている。例えば、藤原 PJ では過去のビッグデータをもとに開発したアプリを妊婦と保健師とのコミュニケーションに活用しようとしており、辻井 PJ ではアプリによって発達障害成人の生活を改善しようとしている。
- 企画調査については全 8 件を実施し、うち 4 件が次年度にプロジェクトとして採択された。他領域での反省も踏まえて、総括面談で企画調査の意義等を伝えたためか、プロジェクト提案にある 3 年間の計画を単に縮小して実施するのではなく、半年間の妥当な調査が設定された。また、企画調査からプロジェクトに採択された多くは、企画調査で明らかになった課題を適切かつ柔軟に克服してプロジェクトとして再提案された。一方で、ICT 関係はプロジェクトと比較して企画調査を多く採択し、サイトビジットや意見交換を通じて課題を伝えてきたが、プロジェクト採択に至らないものが多く、ここでも上記の ICT 関係提案の難しさが表れた。なお、企画調査の募集枠の廃止は、査読・書類選考・面接選考の各プロセスにおいて評価をスムーズに行える等の効果があったと考える。

2-2. プロジェクトマネジメント

(プロジェクト推進の基本的考え)

- 各プロジェクトは採択候補となった直後に総括面談を実施、ここから領域とプロジェクトの対

話が開始する。全プロジェクトに共通して伝えたことは、①プロジェクトの最終的な目標は論文や学会での発表だけではなく社会実装であること、②社会実装のために現場とともに研究開発を進める必要があること、③領域マネジメントと他プロジェクトと密にコミュニケーションをとりながら横断的視点をもって問題の解決にあたることの3点である。これらが、プロジェクト推進の基本方針であり、研究開発を進める過程においても絶えず問いかけながらプロジェクトマネジメントを行っている。

- ・以下には、具体的なプロジェクトマネジメントの方法について、「研究開発領域の評価に向けた情報収集・分析業務報告書」（以下、「評価に向けた調査」とし、該当する別冊ページ数を付す）の内容も交えながら報告する。

(研究開発計画の遂行)

- ・総括面談で、選考過程で把握した課題を採択にあたっての留意点として伝えたいうえで、研究開発計画書を作成する。問題解決への貢献が期待されるものの社会実装の観点が十分でないとは判断したプロジェクト（13件中4件）に対しては、当初半年間においてプロジェクトを推進しながら、並行して領域との意見交換（意見交換会と書面のやりとり）も重ね、次年度計画書にて社会実装の具体的道筋を示すようにしている。
- ・計画書については、2016（平成28）年度採択プロジェクトより中間達成目標を導入し、進捗アセスメントをシステムティックに行うようにしている（「3. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）」を参照）。
- ・領域とプロジェクトとの意見交換の場を設定し、年度末から年度初めに提出される計画書と報告書に議論の内容が反映されるように運用している。また、複数のプロジェクト合同の進捗報告会の場も設けている。プロジェクトとの意見交換は、できる限りプロジェクトの本拠地で実施するようにして、研究開発の実態を把握するように努めている。このほか、プロジェクト主催のイベント等にも積極的に参加し、プロジェクトの進捗やステークホルダーとの関係性を確認している。具体的な開催状況は、参考資料2「2-3.領域全体会議」「2-4.サイトビジット」「2-5.プロジェクトとの意見交換会等」を参照されたい。
- ・委託費については、期中に研究費の使用見込みを問い合わせ、予算状況によっては必要に応じて追加配分をする等、可能な限り柔軟に対応している。
- ・これらプロジェクトマネジメントは、プロジェクトに有用性ある活動として受け止められていることが評価に向けた調査から確認される（pp.48-55）。本調査から具体的活動とその影響の相関を示すことは難しいが、各種の活動が、「新たな視点や気づき」「関係構築や連携の促進」「プロジェクトに不足する視点の気づき」「社会実装の視点への気づき」等につながっている。
- ・会議や計画書の修正等、プロジェクトの負担は他のファンディングの比べものにならず、領域マネジメント側も相当の-effortを割いているのが現状である。しかし、相応の効果も現出しており、『領域』サイドの問題意識や質問が絶えず投げかけられることで、プロジェクト側がニーズを汲み取り、自分たちならではのシーズを具体化できた、「次第に領域の求めていることが明らかとなり、むしろ、わたしたちのこれまでの実践活動を『社会実装』という視点から、自覚的に展開していくべきであるとの共通認識に到達した」（p.54）といったプロジェクト

の意見からは、双方の根気強いコミュニケーションが重要であることがうかがえる。一方で、書類のやりとり等が煩雑との意見もあり、効率化できる部分は、プロジェクトの負担を減らすように改善していきたい。

- ・評価に向けた調査においてプロジェクト・アドバイザーの両者がコミュニケーションの効果的な取り組みとして挙げた「進捗報告会・意見交換会」について、アドバイザーから、より踏み込んだ議論を行う必要性等が挙げられた。これを受け、今年度末にかけてプロジェクトのグループリーダー等のコアメンバー、および、総括・担当アドバイザー・領域担当の10名程度の少人数でプロジェクトの課題や社会実装に向けた計画等を話し合う「戦略会議」の場を設けることとした。

(担当アドバイザー制の導入)

- ・プロジェクトの対象とする分野に専門的に意見が述べられる、あるいは、プロジェクトマネジメントのアドバイスができるアドバイザーを、13プロジェクトそれぞれに2名ずつ担当アドバイザーとして配置している。しかし、実際には、自らが担当するプロジェクト以外のサイトビジットにもアドバイザーが積極的に参加する等、領域全体でプロジェクトをみている。領域会議では1時間程度をプロジェクトの進捗確認の時間に充てることが通例となっており、ここでサイトビジットの報告やトピックスを共有している。
- ・アドバイザーからは評価に向けた調査にて、「担当アドバイザーの義務と責任、つまり、役割と立ち位置が不明瞭」(p.33)という意見も挙げられ、また、アドバイザー間のコミュニケーションには改善すべき点があることが指摘された。今後、RISTEXの他領域での例も参考にしながら改善を行い、領域内コミュニケーションの促進と、担当アドバイザー制の活性化を図る。また、本領域で浮上した担当アドバイザー制の課題についてはRISTEXにもフィードバックしていきたい。

(ステークホルダーの巻き込み)

- ・2016(平成28)年度以降、選考時に補足説明資料にて成果の担い手・受け手の記載を求め、具体的にどのような協力体制が築かれているか採択前に厳しくチェックするようにした。
- ・採択候補となった提案に対しては、総括面談やキックオフ・ミーティングを通じて、実証フィールドが地方公共団体となる場合には、その地方公共団体と正式な契約(協定書等)を締結するように求め、また、プロジェクト遂行中には地方公共団体と定期的な打合せを持つように促している。実際に複数のプロジェクトが地方自治体と協定書を締結しており、今年度採択したプロジェクトのいくつかも現在協定書等の締結の交渉を行っている。
- ・回復や生活の支援に取り組む民間組織(NPO、セルフヘルプグループ、家族会等)が実証フィールドや連携先となるプロジェクトも存在する。このような場合には、実証フィールドとの連携が確立されていることを確認するとともに、成果がその実証フィールドのみにとどまらないように、普及・展開の方策について研究開発期間に検討し、実践するようにプロジェクトに求めている。
- ・ステークホルダーの巻き込みに懸念が見受けられるプロジェクトに対しては、ステークホルダーとの話し合いに領域も積極的に関与している。例えば、プロジェクトの内容について意見交

換できる自治体をプロジェクトに紹介し、打ち合わせの機会を設定する等である。こうした場の設定は領域アドバイザーに力を発揮していただいている。

- ・本領域の最終受益者となる人たちは、被虐待経験がある人、障害や疾患を抱える人等、プライバシーの問題等でそもそもアクセスが難しい、あるいは、表に声を上げにくいケースが多いが、プロジェクトはこうした当事者たちを上手に包摂しながら、当事者とともに研究開発を行っている。
- ・また、プロジェクトの中には、児童虐待のシンポジウムに厚生労働省の審議官が参加する等、主務官庁へのアプローチに積極的な例もある。この事例を受け、主務官庁等を含めたステークホルダーを巻き込むアウトリーチ活動に予算追加を行う措置を実施することで、領域全体で意識の醸成を図っている。
- ・これら、多様なステークホルダーの巻き込みの成功例については、今後、そのプロセスやテクニックを横展開させていくことも重要と考えている。それは、領域目標の達成に向けて重要な意味を持つ。
- ・評価に向けた調査の結果をみると、プロジェクト実施者からは、社会実装を目指す研究開発が設定された領域の存在そのものが、「多分野の研究者、実践者、ステークホルダーとの交流があり、広い視点で研究に取り組む姿勢を学ぶ」(p.46) ことにつながっているといった意見のほか、合宿等の領域全体会議、プロジェクト間連携の促進、計画書や報告書のやりとり、担当アドバイザーとのやりとり等々の各種の活動が、協働・連携体制に影響を及ぼしているとの回答があった。
- ・プロジェクト協力者からは、現在の関与について、半数の協力者は積極的関与していると回答があり、プロジェクトメンバーとのコミュニケーションについては、すべての協力者で「コミュニケーションがとれている」との回答が得られた (pp.79-81)。情報共有の方法として、対面、電話、メール、定期的な勉強会のほか、プロジェクト関係者を協力機関(自治体内部やNPO等)に常駐させるようなかたちをとるプロジェクトもあり、協力関係が強化されている例も確認された (p.82)。

(研究倫理、知的財産)

- ・研究倫理については、運営評価委員会との意見交換会での指摘を受け(参考資料2「2-2.その他会議」)、研究開発遂行時に一層配慮するように各プロジェクトに指示するとともに、領域として管理を強化してきた。委託研究開発であることから、第一義的には大学等研究機関での倫理審査に委ね、領域としてはプロジェクトに対して研究倫理審査の状況を記載したシートの提出を定期的に求め、適切に審査を受けているかモニタリングを行っている。
- ・知的財産については、人文社会学系の研究者に馴染みが薄いのが、社会実装を目指すうえでは、利益を生むことよりも、まずはリスクマネジメント(権利侵害等)の観点から重要と考え、領域内の啓発に力を入れている。2017(平成29)年度のキックオフ・ミーティングでは、JST知的財産マネジメント推進部からのレクチャの機会を設け、RISTEXとして初めての試みを行った。

2-3. プロジェクト間連携の促進

- ・初年度よりプロジェクト間の連携を推進してきている。これは本領域が横断的視点を重視して領域運営を進めているためである。連携の具体例は、参考資料2「3.プロジェクト間連携の状況」を参照。
- ・選考段階で、領域の他プロジェクトとの協力・連携関係、あるいは補完・支援関係を構築することによる成果の応用の可能性や領域全体への貢献の可能性を、提案書の任意記載で求めている。2017（平成29）年10月開始の今年度採択プロジェクトがすでにプロジェクト間連携を始めているのは、このように採択前から構想を練っているためである。
- ・さらに、新規プロジェクト、既存プロジェクト、総括・アドバイザー・RISTEXスタッフが一堂に会したキックオフ・ミーティングを採択直後に行うことで、プロジェクト内容や横断的課題を共有し、領域が一体となり問題解決する意識を高めている。この他、領域合宿や合同の進捗報告会等を開催し、プロジェクトの問題意識の相互理解や知見の共有等を図っている（参考資料2「2-3.領域全体会議」を参照）。これら領域全体会議を通じて、RQも練り上げている。
- ・この他、プロジェクト間連携企画に予算追加を行う等、連携を促す仕掛けを多数行ってきた。現在のところ、小賀野PJの個人情報保護検討グループによる他プロジェクトの個人情報問題調査を発展させた個人情報研究会と、仲PJと田村PJの連携は、具体的なアウトプットを生む可能性が高い（詳細は、「3. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）」を参照）。
- ・一方で、連携を進める中では様々な壁があることも事実である。研究データや成果等の共有には慎重な声が多く、また、プロジェクトの進捗度合いの違いが連携を阻むケースもある。
- ・しかしながら、評価に向けた調査にて、プロジェクト実施者からは「異分野の研究者や実務家の問題意識を知ることができた」「領域全体の中に位置づけて考えることができた」等の回答が得られ、研究活動へ良い影響を与えていると考えられる。
- ・13プロジェクトが一堂に会すると、児童虐待、嗜癖・嗜虐、DV、性被害、発達障害、セルフネグレクトの高齢者等の話題が交わされ、一見すると別次元の話しに見える。だが、支援の現場では、まさにこれらの問題を個人や家族が多重に抱えるケースに対応しており、近年顕在化してきている¹⁶。その意味でも、事象を横断する領域のアプローチは重要と考えられ、領域のネットワークを支援の現場に有効なアウトプットにしていかなければならない。

2-4. 領域のアウトリーチ活動

（イベント）

- ・領域ではこれまでに参考資料2「4-1.シンポジウム等」に記載の通り、外部に向けたイベントを開催してきた。それぞれ異なる目的で行っているが、ステークホルダーの声をきく機会としての位置付けは共通している。例えば、2015（平成27）年度に開催したシンポジウムは、2016（平成28）年度公募に向けて領域として強化すべき地域での実践やICTの利活用をテーマにフロアとの対話を行ったが、この中で複数の参加者から「予防」の重要性が指摘され、領域としてもこの点を重要視していくことになった。このようにイベントで得た外部の声を領域活動

に適宜反映させるよう努めている。

- ・2016（平成 28）年度に開催した3回の連載セミナー「安全な暮らしをつくる個人情報の保護」は、プロジェクトを横断する領域全体の課題として像を結びつつあった個人情報の問題を、高齢者の安全と児童虐待を例に検討し、課題を具体化する目的で行った。そこで、例えば、児童虐待の回では、リアクションペーパーやアンケートで、自治体職員、警察、検察等の現場の方々からの具体的かつ率直な意見をいただくことができ、現場の声を取り入れて個人情報の問題を考える契機となった。
- ・こうしたステークホルダーの巻き込みを今後も大切にしながら、外部に向けたイベントを開催していく。今年度が公募最終年ということもあり、これまでは領域の周知や公募を意識したイベントも多かったが、これからは、成果の担い手・受け手に向けた成果の発信が肝要になってくる。今年度の領域合宿では2日間かけてRQについて参加者に検討いただいたが、その結果、領域の成果の担い手・受け手がより具体的になりつつあるので、今後、評価に向けた調査の中でアドバイザーが挙げた「ステークホルダーの洗い出し」（p.28）とそこにアプローチする戦略を練りながら、イベントも設計していくことにする。

（領域ウェブサイト／フライヤー等）

- ・領域ウェブサイトは2015（平成 27）年12月より作成に入り翌年4月に開設したが、その中で領域のロゴ等のコンテンツも揃えた。だが、当初のものは、募集要項等に基づき領域の説明を行っていたため、学術的な研究開発を中心に据えると、情報提供が広く一般市民に到達しにくくなる恐れがあった。実際に、募集説明会等で領域の説明が難しいと思う場面に直面することもあり、懸念があった。そこで、アドバイザーとデザイン会社に協力いただき、「助けての声をひろいあげたい」というキャッチコピーを統一的に用い、また、記載内容もできる限り平易な言葉遣いにするように留意した領域ウェブサイトに改装し、併せて領域フライヤー（参考資料3）も作成した。
- ・領域ウェブサイトでは、領域やプロジェクトのイベント情報等の掲載のほか、イベントの事後報告も掲載するようにしており、更新頻度を高くして領域の最新の動きを発信するようにしている（参考資料2「4-2.領域ウェブサイト」を参照）。今後は、プロジェクトの成果等も積極的に配信していく予定である。
- ・なお、評価に向けた調査においてアドバイザーからは、メディア媒体の利用促進等が複数指摘されているが、これまでの領域活動ではウェブサイト以外のメディアを上手に活用できているとは言い難く、働きかけも不足している。
- ・一方、いくつかのプロジェクトは、TV番組や新聞で取り上げられ、また、各地から講演依頼が寄せられる等関心が高まりつつある。また、定期的にメディアセミナーを行うプロジェクトもあり、こうしたプロジェクトの活動から領域が学んでいく必要もある。今後、プロジェクトの成果をJSTのプレスリリースにのせて記者レク等を通じて発表していくことはもちろん、他の手段も検討しながら、成果の展開に向けて外部発信を強化していく。

3. 目標達成に向けた進捗状況等（アウトカム）

（リサーチクエストに即した領域目標の達成の進捗状況）

- ・プロジェクトの研究開発および領域としてのアクティビティの過程で、4つのRQを具体化したことが中間期までの1つの成果である。目標達成に向けた進捗状況や今後の取り組むべき課題等について、RQに即して報告する。

■RQ1 個人情報の活用

- ・小賀野 PJ において高齢者の経済活動から認知症予備軍を早期に発見し社会的支援に結び付ける手法を研究開発しているが、当該高齢者から支援に必要な個人情報の第三者提供に関する同意取得について法的に手当てされていないことが明らかとなった。小賀野 PJ では成年後見制度の活用等について検討しているが、より一般的に判断能力が不足した人の同意について法的根拠を設ける必要性を指摘している。この判断能力が不足した人の同意については、認知症高齢者以外にも児童虐待、性被害等の領域が扱う多くの事象で共通の課題として浮上したため、プロジェクト横断的に検討することにした。
- ・RQ1の具体的課題の実例として、上記のほか、事象の通告（児童虐待防止法の通告義務は他の事象に拡張できるか、公益通報者保護法等を拡大解釈してカバーできるか）、公／私の情報共有（どこまでの情報が共有でき共有制限はどう実現するか）、ビッグデータ解析（居住環境・世帯構成・世帯所得・嗜癖嗜虐性・精神疾患等の情報をビッグデータ解析してリスク判定に利用できるか）がこれまでに明らかとなってきている。
- ・個人情報研究会の中間総括をもとに、関係者と議論を開始している。今年度末には、シンポジウムを開催して法案骨子を世に問うとともに、個人情報保護委員会とも連携して法制化に向けた取り組みを強化していく。

■RQ2 地域内公／私連携

- ・石塚 PJ では、問題の予防と低減という観点から薬物依存等の嗜癖・嗜虐行動について懲役刑や医療的治療に加えて、当事者同士あるいは当事者と関係者（家族、医療、福祉、支援団体、司法等）が心を開いて問題解決に取り組む「えんたく」の仕組みの開発に取り組んでいる。この手法については、例えば、高齢者の見守りコーディネータの育成を進める村井 PJ や、発達障害成人の支援について研究開発している辻井 PJ でも応用可能であるというように領域内に展開しつつある。領域合宿やキックオフ・ミーティングの参加者からは、他のプロジェクトの手法に学ぶべき点があることがわかった、対象が全く異なるが、実は同じような取り組みをしていることがわかった、等の意見が出されている。
- ・こうした過程で、プロジェクト横断的な課題として、地域内の連携（社寺までも含む多様な民間組織と公的機関は連携できるのか、連携をどのように契約するのか、暗黙の協力か正式な契約か）、対象者の参加（対象者にどのように「えんたく」の存在を知らせて、信頼を得て、参加させるか）等が見いだされ、議論を開始した。プロジェクト間での交流を深めることにより、安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築に寄与する「えんたく」の仕組みがさらにブラッシュアップされていくようにマネジメントしていく。

- ・また、公的機関間の連携を促進する取り組みとして、黒田 PJ は検察と児童相談所の連携について、両者を招いて意見交換をする等の活動を進めてきている。また、仲 PJ は、警察・検察・児童相談所が連携して行う協同面接¹⁷を北海道や愛知等で先行実施するとともに、多専門連携型の司法面接研修を実施し、その知見等は実践の現場で活用されつつある。田村 PJ も仲 PJ と連携して協同面接の状況調査を行っている。協同面接の普及・定着に向けて両プロジェクトの取り組みをさらに強化することはもちろんだが、領域としては、公的機関間の連携のグッドプラクティスとして抽象度を上げた議論も行うことで、他の現場への知の横展開等を検討していくことも重要である。

■RQ3 人権教育と対人援助職の能力強化

- ・鳥海 PJ では青少年のネットリスクを軽減する教材の開発、大岡 PJ では中高等学校の教員と生徒に性暴力についての教育と対応に関する教材の開発を進めている等、各プロジェクトは初等中等教育に提供する情報と素材の研究開発を進めている。
- ・渡部 PJ では高齢者の詐欺被害を予防する社会教育の手法について研究開発している。
- ・藤原 PJ や森田 PJ では、子どもの養育や虐待に関わる対人援助職向けのツール開発を進めている。ツールには経験豊かな対人援助職の知恵やビッグデータ解析に基づくリスク判定式が組み込まれており、支援の技を継承・移転するこのようなツールを活用してリスクの高い対象者を見逃さずに適切な支援につなぐ仕組みを実証し、能力向上を図ろうとしている。
- ・こうした過程で、プロジェクト横断的な具体的課題として、人権教育の方法（自他の身体と心を傷つけることに理解を促す、現在の社会状況に適した人権教育を教育にどう取り入れるか）が見いだされた。先述の通り、教材をオープンソースとして作成して広く利用を求める活動を進めるほか、関係組織と連携して成果の普及を図る。他の手段についても検討を進める。
- ・このほかの横断的な課題として、リスク評価の活用（リスク評価での「ハイリスク」は「犯罪予備軍ではない」との理解を社会の中にどう醸成するか）、対人援助職の教育をどのように強化していくかについて、領域とプロジェクトが一体となって検討している最中である。なお、対人援助職の教育については、悲惨な過去事例をどのようにケース教材とするか、ケース教材は「忘れられる権利」を侵害しないか等も検討している。

■RQ4 成果の普及・展開

- ・藤原 PJ（足立区）、島藺 PJ（川崎市）について、プロトタイプを実証する現場となる地方公共団体と協定書を締結し、協力してプロトタイプの実証実験を行う体制が確立している。これによって、地方公共団体との関係が円滑化され、また、実証実験の成果も定量的・定性的に把握できるようになった。このような根拠に基づく成果をもとに、地域性を考慮したうえで、全国への普及・展開につなげる可能性が生まれている。
- ・島藺 PJ は川崎市と協力して研究開発を進めているが、市内には工業地帯のほか、住宅地、近郊農業地域等もある。川崎市でのプロトタイプが成果を生めば、地域性を踏まえての全国への普及・展開に資すると考えている。渡部 PJ では高齢者の詐欺被害を予防する仕組みについて、青森県と神奈川県という地域特性の異なる二地域で研究開発している。これも同様に、地域性を踏まえての全国への普及・展開に資するものである。

- ・プロジェクトが推進されるなかで、自治体の壁の突破（自治体間で協働対応できるか、個人情報保護条例 2000 個問題等条例の差分は吸収できるか）、有効性・効率性の証明（社会実装プロトタイプの有効性・効率性を示す指標は何か、有効性・効率性を証明できるか）等が具体的課題として浮上している。これを念頭において、各プロジェクトには実証フィールドでの実践をできる限り定量評価するように、評価指標や評価手法の開発を含めて求めている。さらに、根拠となる評価指標の設定と取得方法や地方公共団体のインセンティブをどのように設計するかについては、プロジェクト横断的に領域として議論を深めていく。
- ・評価に向けた調査では、地方公共団体の実践のパートナーからプロジェクトの成果に高い期待が寄せられていることがうかがえる（p.98）。こうした期待に十分に応え、また、実証フィールド以外の地域に展開するうえで、上記具体的課題を領域が絶えずプロジェクトに投げかけ、また、ともに検討していくことが重要である。

（プロジェクトの評価）

- ・プロジェクト評価は次年度から開始されるため、正式なプロジェクト評価は未実施である。しかし、本領域では、2016（平成 28）年度・2017（平成 29）年度採択プロジェクトに対して独自に中間達成目標を設定し、研究開発領域の目標に即してプロジェクトの進捗アセスメントを行うようにしている。これはステージゲートではないため目標の達成度合いで評価を行うものではないが¹⁸、研究開始から 1 年半で達成しようとする目標を明確化することで、中間達成目標の達成見込みとマイルストーンの実施状況をプロジェクトと領域が一定の指標のもとで意見交換し、プロジェクトの最適化を図るものである。
- ・なお、中間達成目標を未導入の 2015（平成 27）年度採択プロジェクトについても、1 年半をメルクマールに意見交換会等を集中的に実施し、最適化に努めた。さらに、残り 1 年を切った時点でそれぞれ戦略会議を実施することとして、研究開発領域の目標に貢献しうる活動成果を生み出すようにマネジメントしている。
- ・プロジェクトの成果の社会への定着・普及については、RQ4 としての検討のみならず、領域がファンディングとマネジメントの両面からその活動を支援できないか検討を行ってきた。その詳細は、「4. RISTEX への提案等」に記した。

（残り期間で取り組むべき課題）

- ・プロジェクト横断的に設定した RQ は 4 つだけとは限らない。領域をマネジメントしていく過程でさらに新たに共通的な RQ を見出し、領域内外の関係者と協力して解決策を見出していきたい。
- ・各所掌の主務管庁や地方公共団体といかにして協力関係を深めていくかが、今掲げている 4 つの RQ に共通する課題である。法制度改革が伴う場合には政策に関わるステークホルダーの理解も醸成する必要がある。いくつかのプロジェクトではアウトリーチ活動の一環として主務管庁にアプローチし関係を構築しつつあるが、これを加速するアクションについて領域として検討し、進めていきたい。

4. RISTEX への提案等

・RISTEX では、社会技術研究開発と社会実装との関係を、図9のように整理している。研究開発領域でプロトタイプを提示したのち、プロトタイプを実装支援する活動が必要になり、研究開発成果実装支援プログラム（公募型／成果統合型）が設置されている。しかしながら、いずれのプログラムも切れ目なくプロジェクトの実装活動を支援できない等、領域の成果を実装まで導くためには別の手当ても必要であると思料される。

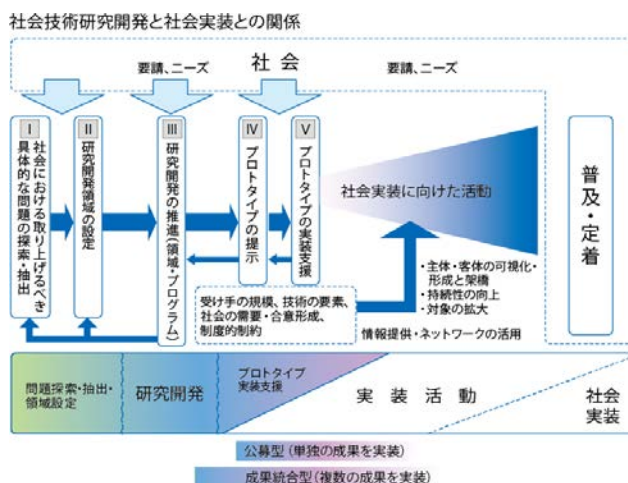


図9 社会技術研究開発と社会実装との関係
(H29年度 RISTEX パンフレット 6 ページより)

・領域の役割はプロトタイプの提示であって

も、プロトタイプを提示するには実装活動から普及・定着までをも視野に入れて研究開発を行うことが当然必要であり、本領域では研究開発段階での社会実装の可能性の追求をプロジェクトに対して強く求めている。こうした領域の求めに呼応してのことか、評価に向けた調査において、プロジェクトからは「求めるものが『社会実装』ならば、初めから5年程度の期間を設定するべきではないか。はじめの1-2年は予算が少なめでもよい」(p.71)等、プロジェクト期間の短さや実装支援の必要性を指摘する意見が多くあった。

・2015（平成27）・2016（平成28）年度のプロジェクト募集時に、「実装段階にあるプロジェクト」「自律的実装の可能性の高いプロジェクト」の延長の可能性を提示してきたが、そのスキームは未整備であった。現在、「プロジェクト成果（プロトタイプ）の社会実装支援（仮）」として要綱を整理中である。今後、RISTEXとして本取り組みを認めていただきスキームの整備にご協力いただきたい。また、こうした取り組みを契機に、RISTEXとして実装支援に向けた制度のさらなる整備の検討が進むことを期待する。

・要綱案の主要点は、以下の通りである。

目的：プロジェクトにおいて研究開発した成果のうち、定着・普及の可能性が高い成果（プロトタイプ）を社会に定着させ、私的な空間・関係性における危害の予防と低減を目指す領域の成果を確固たるものとするため。※プロジェクトそのものの延長を意味するものではない。

費用使途：成果（プロトタイプ）の社会実装のための活動経費。※社会実装先への調査等に基づき事業構想を構築し、本期間終了後に社会に定着させるための活動経費である。事業構想の構築に不可欠と認められる補足的な研究開発を除き研究開発の費用は想定していない。

対象選定のポイント：

①実績：本領域のプロジェクトにおいて研究開発した成果（プロトタイプ）であり、かつ、〔効果〕私的な空間・関係性における危害の予防・低減への貢献を具体的に示すことができる、〔達成度〕研究開発の未完がなく、方法論、適用条件、担い手の育成等を研究開発内容から一定程

度具体的に示すことができる、定着・普及の可能性が高いと判断しうるもの等。

②社会実装支援期間中の計画の妥当性：本期間終了後も定着・普及活動の責任を負う担い手となる意思がある事業母体が設定され、活動推進の中心にあること、受益者（成果の受け手）のニーズと協力の意思があることが明確に示されていること。

③事業構想：提供する成果（プロトタイプ）、受益者の規模、受益者のニーズ、適用条件（地域特性や制約）、環境分析（ポジショニングマップ）、リスク、資金計画等の事業構想が示されていること、4つのRQへの回答に妥当性があること。

④実装移行支援期間後の事業構想：事業構想が本支援期間中に確実なものとなり、支援終了後に社会に定着させる目途と中長期的計画が立つこと。

1 法務省『平成 29 年版犯罪白書のあらまし』（<http://www.moj.go.jp/content/001240287.pdf>）（最終検索日 2017（平成 29）年 12 月 21 日、以下同様）。なお、減少の要因は窃盗犯の認知件数の大幅減少である。

2 警察庁『平成 26 年版 警察白書』（<https://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/honbun/html/qf110000.html>）。

3 警察政策学会犯罪予防法制研究部会『「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言（「これからの安全・安心研究会」報告書）』警察政策学会資料、第 71 号、2013（平成 25）年 7 月、3-4 ページ。

4 コミュニティサイト等に起因する事犯の推移等については、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課『平成 29 年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策』（http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h29/H29_siryuu.pdf）。ネットいじめ（いじめの態様のうちパソコンや携帯電話等を使ったいじめ）は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課『平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（速報値）について』（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/10/_icsFiles/afieldfile/2017/10/26/1397646_001.pdf）によれば、2016（平成 28）年度は 10,783 件（前年度 9,187 件）で、いじめの認知件数に占める割合は 3.3%（前年度 4.1%）となっている。文部科学省は「SNS（交流サイト）上のいじめで認知できていないものがある」（日本経済新聞 2017（平成 29）年 10 月 26 日）と、暗数があることを示唆している。

5 註 3、14-15 ページ。

6 『親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による多機関連携の推進（本領域 田村 PJ）平成 28 年度研究開発実施報告書』9-10 ページ。本年度内に <https://ristex.jst.go.jp/examin/active/pp/pp.html> にアップ予定。

7 内閣府 NPO ホームページ（<https://www.npo-homepage.go.jp/>）で検索したところ、2017（平成 29）年 12 月 21 日現在、全国の認証 NPO 法人は 51,745 件である。このうち、子どもの健全育成を活動目的としている団体が 24,176、保健・医療・福祉が 30,808、人権・平和が 8,859 に達する。ただし、NPO 法人は活動目的を複数掲げているのでこれらの数値には重複がある。

8 上野千鶴子『ケアの社会学』太田出版、2011（平成 23）年。

9 「親密圏」とは、「具体的な他者の生／生命—とくにその不安や困難—に対する関心／配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指すもの」（斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、2003（平成 15）年、vii）として用いられる。社会学的な分析では、ここでいう「私的な空間・関係性」を「親密圏」として「公共圏」との関係で議論されることが多く、「親密圏と公共圏の再編成」等として 1970 年代以降の私生活の変容と世界の構造転換が論じられている（落合恵美子編『親密圏と公共圏の再編成』京都大学学術出版会、2013（平成 25）年等）。

10 厚生労働省『平成 28 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞』（<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>）の「児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移」。

11 註 3、14-15 ページ。

12 「公共圏」の議論は「公（public）」と「私（private）」の区別を前提としているが、その区別にはいくつかの基準が混在している（田中紀行、吉田純編『モダニティの変容と公共圏』京都大学学術出版会、2014（平成 26）年、4-6 ページ）。そのため、本領域では、「公（public）」と「私（private）」をシンボリックにとらえて「新しい公／私空間の構築」として領域名に用いており、本領域において「公」と「私」は多義的である（時に空間を表し、時に支援機能のレイヤーを表す等）。「親密圏」と「公共圏」の関係性の変容による社会の変化が「私的な空間・関係性」における危害増加の一要因である一方で、「私」領域に社会的支援が介入していくという面からも「親密圏」と「公共圏」の関係性は変容していると考えられる。したがって、「公」と「私」の境界にある「間」は、問題の原因と解決の源泉という両義的な機能を有しているのではないかと考えている。

13 法務省『人権教育・啓発に関する基本計画』2002（平成 14）年 3 月 15 日閣議決定（策定）、2011（平成

-
- 23) 年 4 月 1 日閣議決定(変更) (<http://www.moj.go.jp/content/000073061.pdf>)。
- 14 消費者庁『個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に関する実態調査報告書』(2011(平成23)年3月) (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_report_2303caa_kajohanno.pdf)。
- 15 「えんたく」は、公共政策をめぐる市民参加型話し合いの手法の一つである「沖縄式(課題共有型)地域円卓会議」(土山希美枝「政策課題を共有する「話し合い」の場の設計—「自治の話し合い」手法としての沖縄式(課題共有型)地域円卓会議の考察」『龍谷政策学論集』4(1)、2014(平成26)年12月)を基に、嗜癖・嗜虐行動からの回復に取り組む石塚 PJ が研究開発している。ケース(当事者)、コミュニティ(地域社会)およびポリシー(政策形成)の位相に応じた、多様なステークホルダーによる問題共有型および問題解決型の円卓会議方式のサークル=「えんたく」のミニマム・スタンダード(基本構造、ルール、共通言語等)の策定と担い手の育成に取り組んでいる。
- 16 福祉労働編集委員会編『季刊福祉労働 多重・複合問題—地域とタテ割りをどう超えるか』145号、2014(平成26)年等。
- 17 法的な判断のために使用することのできる精度の高い情報を被面接者の心理的負担に配慮しつつ得るための面接法である司法面接(forensic interviews、警察では「客観的聴取技法」、児童相談所では「被害確認面接」等といわれる)について、厚生労働省、警察庁、最高検察庁は、2015(平成27)年10月に三者連携による司法面接に準じた事情聴取を推奨する文書を発出し、「協同面接」を推進している。
- 18 中間達成目標の導入に際しては、進捗評価によるステージゲート等も視野に領域および RISTEX で議論を重ねた結果、中間達成目標の達成が困難となった際にも「領域マネジメントと共に見直しを実施する」という位置づけで導入することとなり、ゲート評価は避けている。